

No.	意見種別	頁	内容	意見詳細	修正前	修正後
1	事務局	47	(2-2)2号認定(3~5歳の保育所等利用)	児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)による満三歳以上限定小規模保育事業の創設(令和8年4月1日施行)に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画の変更に関する考え方が示され、満三歳以上限定小規模保育事業に関する事項について、新たに定める必要がある。		<p>[※新規加筆]</p> <p>なお、令和8年4月1日施行の「満三歳以上限定小規模保育事業」の量の見込みについては、本市では当該事業を実施していないことから、必要利用定員総数は0とし、「(2-2)2号認定(3~5歳の保育所等利用)」に含めるものとします。</p>
2	委員	62	(18)乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	<p>メリットが保護者側の目線でのみ書かれているのは、制度趣旨からも、またこども計画の位置づけ上も、不十分だと思います。こども家庭庁の「利用者向けリーフレット」にも、以下のようにまず「こどもにとって」の意義を記しています。また、一時預かり事業との違いも強調されています。</p> <p>【こどもにとって】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます</li> <li>・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます</li> <li>・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします</li> </ul> <p>【一時預かりとの違い】</p> <p>一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、子ども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。</p> <p>最終段階での加筆修正をご検討ください。</p>	<p>「乳児等通園支援事業」は、0歳6か月～満3歳未満のこどもが保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けられる制度です。</p> <p>保護者の就労要件によらず、保育施設においてこどもを預けることにより、保護者のリフレッシュや、こどもに関する専門的な知識を持つ保育士と子育てについて相談する機会が持てます。</p> <p>本市では、令和6年7月から、市立若葉保育園で試行事業を実施しており、令和8年4月から本格実施します。</p>	<p>「乳児等通園支援事業」は、保育所等に所属していない0歳6か月～満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件を問わず保育所等で保育を受けることにより、家庭では得られない経験を通じて成長できるよう応援する制度です。</p> <p>こどもにとって、家族以外の人や年齢の近いこどもと関わる機会が得られることは、興味や関心が広がり成長発達に資する豊かな経験をもたらします。</p> <p>また、保護者にとっても、こどもに関する専門的な知識を持つ保育士と子育てについて相談する機会が持て、孤立感や不安感の解消につながります。</p> <p>本市では、令和6年7月から、市立若葉保育園で試行事業を実施しており、令和8年4月から本格実施します。</p>
3	事務局	62	(18)乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)	乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)の令和8年度からの本格実施に伴い、「基本指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」が令和7年9月16日の国の通知により改定され、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけること」が基本的記載事項として必須となりました。		<p>[※新規加筆]</p> <p>【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保】</p> <p>乳児等通園支援事業は、対象となる年齢が満3歳までとなります。そのため、利用児童の満3歳に到達した際は、地域の教育・保育施設と連携し、受け入れ枠の確保に努めます。また、施設間での円滑な情報共有体制の構築に努めます。</p> <p>幼稚園における満3歳児クラスの活用を促すことで、本事業の利用から幼稚園及び認定こども園(教育部門)への円滑な移行を支援します。</p>